

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成21年 2月 9日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：19件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	原子炉建屋換気空調系冷却装置の点検において、送風機駆動用電動機（4台）のシャフト軸受嵌合部に摩耗が認められたため、当該シャフト（4本）を交換	D	
2	1号機	原子炉補機冷却系熱交換器（C）にチューブリークの可能性が認められたため、当該熱交換器を点検・修理	C	
3	1号機	原子炉格納容器内露点温度記録計に指示値不良が認められたため、当該温度検出器を点検・修理	D	
4	2号機	高圧復水ポンプ（B）用軸受振動記録計に6時間毎に印字する水平振動値（最大・最小・平均）に印字異常が認められたため、当該振動記録計を点検・修理	D	
5	3号機	1～4号機共用所内ボイラ設備循環ポンプ（C）用冷却器の冷却水配管接続部に水のにじみが認められたため、当該部を点検・修理	D	
6	3号機	制御棒駆動水圧制御ユニット（02-27）用アキュムレータの水側シリンダドレン弁にシートリークが認められたため、対応検討	C	
7	3号機	主復水器細管洗浄装置（F）ボール捕集器の運転切替用スイッチの「非捕集」を示すランプが暗く、運転状態の確認が困難なため、当該表示ランプを交換	対象外	
8	3号機	補機冷却海水系及び残留熱除去海水系のポンプ駆動用電動機の温度検出器用電線管サポート部に発錆が認められたため、当該部を補修塗装	対象外	
9	3号機	循環水ポンプ駆動用電動機の温度検出器用電線管サポート部に発錆が認められたため、当該部を補修塗装	対象外	
10	3号機	原子炉補機冷却系熱交換器（B）にチューブリークの可能性が認められたため、当該熱交換器を点検・修理	D	
11	3号機	廃棄物処理系床ドレン収集タンクのレベル記録計に指示値不良が認められたため、当該レベル記録装置を点検・修理	D	
12	4号機	ページング装置（中央操作室の原子炉制御盤に設置）に拡声機能不良が認められたため、当該装置を点検・修理	D	
13	5号機	変圧器防災設備ポンプ（A）用軸受温度指示計の点検において、計器精度外れが認められたため、当該温度指示計を交換	D	
14	5号機	計装用空気系除湿装置（B）用除湿塔（D）のドレン弁にシートリークが認められたため、当該弁を点検・修理	D	

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
15	5号機	復水移送ポンプ（A）用軸受潤滑油補給器の下部に油のにじみが認められたため、当該部を点検・修理	D	
16	5号機	ページング装置（スチームドレン処理建屋内に設置）に拡声機能不良が認められたため、当該装置を点検・修理	D	
17	6号機	原子炉建屋換気空調系冷却装置（B）用圧縮機（B）の潤滑油圧カススイッチ用検出配管（銅製）に変形が認められたため、当該配管を修理	D	
18	6号機	タービン建屋換気空調系排気フィルタの差圧指示値が交換目安値に近づいたため、当該フィルタを交換	対象外	
19	その他	海生物処理設備排ガス処理系の湿式洗浄装置用PH計入口弁に動作不良が認められたため、当該弁を点検・修理	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画外の原子炉停止</li> <li>・発電所外への放射性物質の漏えい</li> <li>・非常用炉心冷却系の作動</li> <li>・火災の発生 など</li> </ul>
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合                             <ul style="list-style-type: none"> <li>* 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障</li> <li>* 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など</li> </ul> </li> <li>・原子炉への異物の混入 など</li> </ul>
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化</li> <li>・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障</li> <li>・原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい</li> <li>・圧力抑制室等への異物の混入</li> <li>・原子力発電設備に係る業務における人の障害 など</li> </ul>
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日常小修理 など</li> </ul>

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

\* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象  
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象  
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象  
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで